

高齢者住宅設備改修費の助成について

この制度は、介護保険制度の要支援認定及び要介護認定を受けている方が、介護保険制度を利用して行う住宅改修において、介護保険制度の不足を補うために設けられた葛飾区独自のものです。

このため、この制度の対象となる方、適用される改修の種類は限定されています。
住宅のリフォームや新築・新設及び増改築は対象となりませんので、ご注意ください。

1 対象となる方

次の①から④までのすべてに該当する方が利用できます。



- ① 葛飾区民であること
- ② 65歳以上であること
(40歳～64歳で特定疾病がある方を含む。)
- ③ ご自宅での生活をしていること

入院等により、ご自宅での生活をされていない方は対象となりませんが、入院中であっても、退院の目途がたっている方はご相談ください。

④ 介護保険制度の認定を受けていること

介護保険制度の要支援認定もしくは要介護認定を受けている方が対象となります。

2 対象となる住宅改修の内容

この制度が適用される改修の種類は、次の①から③までに限定されています。

① 浴槽の取り替え

浴槽の「またぎ」動作を容易に行える
低浴槽への交換。

② 流し台、洗面台の取り替え

車いすのままご使用できる流し台、洗面台への交換。

③ 階段昇降機の設置

日常的に車いすや歩行器を使用している方が
居室から上階または下階へ移動する椅子型階段昇降機の設置

④ その他これらの工事に付帯して必要な工事

上記①、②、③の改修を行ううえで必要となる工事も助成の対象となります。



* 付属品は助成の対象となりません。事前にご確認ください。

3 対象となる工事限度額

- ① 浴槽の取り替えは、379,000円を限度としています。
- ② 流し台・洗面台の取り替えは、156,000円を限度としています。
- ③ 階段昇降機の設置は機器本体費及び付属器具費979,000円、設置費353,000を限度としています。

4 自己負担

いずれの場合も改修費用の1割～3割*が自己負担となります。

また、限度額を超えた額も自己負担となります（生活保護を受けている方は自己負担なし）。

※ 介護保険負担割合が2割の方（ご本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方）の自己負担は2割です。

※ 介護保険負担割合が3割の方（ご本人の合計所得金額が220万円以上の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方）の自己負担は3割です。（平成30年8月から）

例1) 浴槽の取り替えに475,000円の費用がかかった場合

【自己負担1割の方】

助成額は、限度額の9割（341,100円）となります。

自己負担は、限度額の1割（37,900円）と助成の限度額を超過した額の合算した額（133,900円）となります。

例2) 洗面台の取り替えに126,000円の費用がかかった場合

【自己負担1割の方】

自己負担は、工事費の1割（12,600円）となります。

助成額は、自己負担額を差し引いた額（113,400円）となります。

5 助成の範囲

同一項目の助成は、同一世帯で1回限りとなります。また、「葛飾区住宅設備改善費給付事業及び葛飾区日常生活用具給付等事業」の適用を受け、浴槽、流し台・洗面台の取り替え、階段昇降機の設置をしている方は助成されません。

そのほか、住宅のリフォーム、新築・新設及び増改築は助成の対象とならないので、ご注意ください。

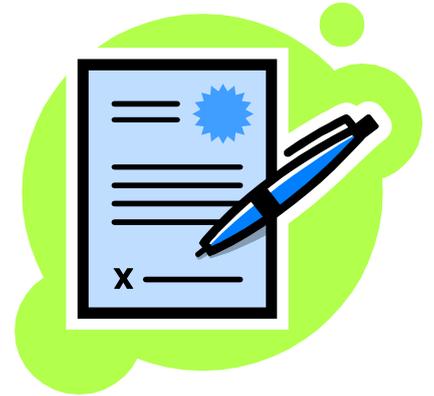
なお、住宅の構造上等の理由により、移設せざるを得ない場合はご相談ください。

6 手続き

改修工事を行う前に、担当のケアマネジャー（担当のケアマネジャーがない場合は、最寄りの高齢者総合相談センター又は高齢者支援課在宅サービス係）にご連絡ください。住宅の現況と利用される方の生活状況などを事前に確認させていただきます。

改修工事に入ってから、又は、改修工事が終了してからの申請は一切お受けできません。区の決定まで着工しないで下さい。

また、改修工事を行う工務店などは、葛飾区と「協定」を取り交わしている施行事業者に限られていますので、ご注意ください。



7 手続きに必要な書類

- ① 高齢者等福祉サービス申請書
- ② 高齢者自立支援住宅改修費・住宅設備改修費申請書添付書類
- ③ 工事見積書
- ④ 図面（工事前と後の平面図・立体図）
- ⑤ 現況の写真（日付入のもの）
- ⑥ 住宅改修理由書又は生活自立度調査票



※階段昇降機の申請については、高齢者支援課にご相談ください。

建築基準法に規定する確認申請が必要な場合は、階段昇降機の確認済証が必要となります。ただし、国土交通省告示第1148号（令和6年9月9日）により、階段昇降機が住戸内のみを昇降する場合は、確認等の手続き（確認済証）は不要です。

階段の有効幅は、75センチメートル以上である必要があります。

8 助成の決定

助成が決定したとき、葛飾区は申請者の方に「決定通知」、「交付券」、「内訳書」、「完了届」を、施行事業者には「委託通知書」、「委任状」をお渡しします。

この書類は、改修工事費の助成を受けるために必要なものですので、大切に保管してください。

9 改修工事の完了

改修工事が終わったら、「完了届」をケアマネジャー又は高齢者総合相談センタ

一職員に提出していただきます。

また、自己負担額を施行事業者にお支払いいただくときに、決定の際にお渡しした「交付券」及び施工事業者から渡される「委任状」に記入、捺印のうえ、2点を施行事業者に提出してください。

1 0 助成決定の取り消し

次のような場合、葛飾区は助成の一部または全部を取り消しします。また、既に助成金を受け取っていた場合はお返しいただきます。

- ① 事前に届け出た工事計画を変更したとき。
- ② 偽り、その他不正な手段により助成を受けたとき。
- ③ 助成の決定内容や区長の指示に違反したとき。
- ④ 工事完了前に、葛飾区民でなくなったとき（死亡・行方不明も含みます）。
- ⑤ 工事完了前に、入院、施設への入所等により、ご自宅での生活ができなくなったとき。

1 1 その他の注意事項

ご自宅が個人所有ではない場合（都営・区営住宅、公団アパート、民間のアパート・借家など）、工事前に家主・管理者の承認が必要となります。

都営・区営住宅や公団では、定められた書式がありますので、お申し出ください。